平成２２年（フ）第７０４号
福岡県大野城市中３丁目６番26号　エーデルハイム203号
債務者　梶原いつ子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７２９号
福岡市早良区四箇田団地13番705号
債務者　宮内　末幸
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７３０号
福岡市早良区四箇田団地13番705号
債務者　宮内　詔子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７３１号
福岡市早良区四箇田団地13番705号
債務者　坂井　由子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７４５号
福岡市西区姪の浜４丁目12番26号
債務者　角田　和久
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７５９号
福岡市西区拾六町４丁目25番15号
債務者　宮崎　由実
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７６２号
福岡県春日市平田台１丁目80番地
債務者　堀江　光子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７７６号
福岡市東区原田２丁目11番１号
債務者　今泉　浩治
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４４号
佐賀県鳥栖市萱方町207番地12
債務者　村山　清敏
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７５号
佐賀県神埼市神埼町的623番地６
債務者　山本　敏子
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８１号
佐賀県佐賀市諸富町大字寺井津25番地２
債務者　中村　寿子
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８７号
佐賀県佐賀市金立町大字金立1718番地５
債務者　於保　　毅
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９７号
佐賀県佐賀市多布施４丁目18―211、住民票上の住所佐賀県佐賀市金立町大字金立3352番地
債務者　諸隈久美子
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０５号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田2126番地９
債務者　片江　修司
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０６号
佐賀県佐賀市嘉瀬町大字十五1267番地３
債務者　武藤ちはる
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０７号
佐賀県佐賀市八戸溝２丁目７番５号
債務者　南川　孝子
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１１２号
佐賀県鳥栖市松原町1750番地10　シティライフ松原Ｂ―２
債務者　髙森真由美
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１１９号
佐賀県佐賀市南佐賀１丁目10番７号
債務者　石橋美津子（旧姓森）
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係